

令和3年度 第4回三重地方最低賃金審議会議事録

1 開催日時 令和3年8月5日(木) 10時30分～11時45分

2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

公益代表	中村 玲子	藤本 真理	前田 茂樹	三好 正人	安井 広伸
労働者代表	浅野 啓介	伊藤 久志	太田 美子	高津 健一	前田 良彦
使用者代表	大西 宏弥	栗須百合香	中村 和仁	別所 浩己	宮路 元美

4 議題

- (1) 令和3年度三重県最低賃金の改正決定について(報告・答申)
- (2) 三重県特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告・答申)
- (3) 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)
- (4) 特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について
- (5) その他

5 開 会

(賃金係)

お待たせいたしました。

只今より、令和3年度第4回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてでございますが、15名中15名の委員のご出席を確認しております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしており有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長が行っていただくこととなっておりますので、安井会長よろしく願いいたします。

6 議 事

(会 長)

おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(会 長)

本日もご多用の中、また、このようなお暑い中、本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

オリンピックもいよいよ終盤戦に入ってまいりまして、日本選手団の活躍に毎日のように感動をさせていただいているところでございます。金メダルの数も過去最高ということで、各メダリストのメダル受賞後のインタビューを聞かせていただくと、みなさん一様にスタッフであるとか周りの人に対する感謝の言葉を述べています。我々普段どうしても周りに不平不満が多い中で、感謝の気持ちというのを改めて考えさせていただいている私でございます。

その中で、前にもお話をさせていただきましたが、オリンピックの開催とともに人流が増えるということで、コロナ感染者の数も急激に増えている状況もございません。オリンピック開催と感染対策のバランスを取りながらやっていかななくてはならないというお話をさせていただきましたが、少しバランスが崩れてしまったのかなと。悪い方向へ進んでしまったのかなと感じているところでございます。

このようなコロナ禍におきまして、三重県の最低賃金の決定にあたりまして、先週、第3回の本審の後、専門部会を4回開催していただきながら審議を進めてまいりました。本日は、その報告を受け答申をさせていただくという非常に重要な審議会となりますので、最後まで慎重なご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、只今より令和3年度第4回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

議事に入る前に本審議会の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

労側は 浅野委員

使側は 栗須委員

を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(1) 令和3年度三重県最低賃金の改正決定について (報告・答申)

(会 長)

それでは、事項書に基づきまして、議題（１）の令和３年度三重県最低賃金の改正決定について、これから、専門部会で決議されたところを報告させていただき、皆様方にお諮りをするということになります。

それでは、三好部会長からご報告をお願いします。

（三好部会長）

それでは、ご報告をさせていただきます。

先ず、事務局の方から、報告書を読み上げていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

（賃金係）

それでは、私から三重県最低賃金の改正決定に関する報告書を読み上げさせていただきます。

— 賃金係、報告書を読み上げ —

（三好部会長）

はい、ありがとうございました。

それでは、私から少し経緯等について報告をさせていただきます。

7月29日に第1回専門部会で役員を選出した後、直ぐに金額審議を行いまして、労使双方のお考えをお伺いしました。

その後、7月30日、8月2日、8月4日と計4回の専門部会を開催し、金額検討を重ねてまいりました。

専門部会におきましては、使用者側からは、現在の三重県の経済状況や中小企業の状況等をお聞かせいただき、また、労働者側からは労働者の生活実態を反映したご意見等を頂戴いたしました。

熱心に金額検討をしていただいた結果、使用者側の反対もありましたが、賛成多数により、現行の三重県最低賃金を28円引上げ、902円といたしました。

なお、この裁決にあたり、附帯決議として、先ほどの報告書にもございましたが、「政府に対し、地元中小企業・小規模事業者へ与える影響を最小限にとどめるため、適正な発注時期の標準化や取引価格の適正化の確保とともに、中小零細企業の事業活動に直接資する支援策の新設等、より効果的な支援を図るよう強く要望する。また、すでに実施されている各種支援策の検証・効果把握を行い、より実効性のある

支援が継続して図られるよう強く要望する。」ことを本報告書に記載することとさせていただきます。

専門部会の報告は、以上のとおりでございます。

(会 長)

ありがとうございました。

この報告について、何かご質問があれば受け賜りますが、如何でしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、専門部会報告書を基にして、委員の皆様にお諮りをし、賛否をいただき、最終的に本審議会の意見として決定させていただくことにいたします。

先ず、報告書記載のとおり、附帯決議を付け、現行の三重県最低賃金を 28 円引上げ、902 円の内容で賛成の方、挙手をお願いします。

・賛成 労側 5名 使側 0名 公益 4名

この内容に反対の方は挙手をお願いします。

・反対 労側 0名 使側 5名

ありがとうございます。

採決の結果、賛成多数でございますので、専門部会報告書のとおり決定したいと思います。

それでは、事務局で答申文の準備をお願いいたします。

(室 長)

準備しますので少しお待ちください。

— 事務局答申文（案）準備 —

— 答申文（案）各委員に配布 —

(会 長)

只今、答申文（案）をお手元にお配りをしていただきました。

答申文（案）を朗読していただき決定をすることにしたいと思いますので、事務局よろしくをお願いいたします。

(賃金係)

それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

— 賃金係、答申文（案）を読み上げ —

（会 長）

別紙1は先ほどと同じですので省略させていただきます。ありがとうございました。

只今の答申文（案）について何かご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

特にご質問がないようですので、答申文（案）の（案）を取っていただきまして、最終決定させていただきます。これを局長に答申させていただきます。

— 会長から局長に答申文を手交 —

（会 長）

それでは、局長からお言葉をいただけますでしょうか。

（局 長）

おはようございます。

猛暑の続く中、また新型コロナ感染が再拡大をしている中、委員の皆様方には、本日、第4回本審にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本年も大変厳しい状況の中でありまして、公労使、三者構成によるそれぞれの各委員のお立場から真摯にご議論をいただいたということで伺っております。その結果、時間額902円、引上げ額28円、附帯決議を付けての答申をいただいたところでございます。

特に専門部会の委員の皆様には、7月29日から精力的にご審議をいただき本当にありがとうございます。それぞれのお立場で色々なご意見が有り、全会一致にはあたりませんでした。大変意義深いものと私どもは受け止めているところでございます。

労働局といたしましては、発効されます地域別最低賃金につきまして、しっかりとあらゆる機会に周知・広報を諮るとともに、新型コロナの影響は1年以上長引く中であって、多くの中小企業様においては、厳しい状況にあることも踏まえまして、雇用の維持に向け、また事業の継続に向けまして、要件緩和されます助成金の活用

促進をはかり、実効性あるきめ細やかな支援を行っていきたいと考えております。
その上で当最低賃金の履行確保に努めてまいります。

引き続きお力添えを賜れば大変ありがたいと考えております。よろしくお願いいたしますします。

繰り返しになりますが、委員の皆様方には大変なご尽力を賜りまして重ねて厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

(会 長)

ありがとうございました。

このあとの流れについて、事務局からご説明いただけますでしょうか。

(室 長)

はい、この後につきましては、答申要旨の公示・異議申出期間の設定等、所要の手続きを進めてまいりたいと思います。

異議申出の締切日は8月20日（金）となります。

仮に申出がありますと、次回、第5回本審におきまして、審議をお願いすることになります。

その審議会の開催は、翌日になります。土日を挟みますので、8月23日（月）午前10時00分から、本会場（地下共用会議室）で開催する予定で考えておりますので、よろしくお願いいたしますします。

なお、順調に進行した場合、改定された三重県最低賃金の官報公示日が9月1日（水）、効力発生日は30日を経過した以降の日となることから、10月1日からの発効を予定しています。

引き続きご協力の程をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

事務局から説明がありましたとおり、本日の答申を公示いたしますと、それに対して異議申立が提出される可能性がございます。

そうなった場合、第5回本審を8月23日（月）の午前10時から開催し、そこで決議をしなければなりません。

委員の皆様には日程調整をよろしくお願いいたします。

それでは労使それぞれ代表の方々からご意見を賜ればと思います。

先ず、使用者側委員の方から如何でしょうか。

(別所委員)

暑い日が続く中、長期間・長時間に亘る熱い議論が終了いたしました。労働側委員の皆様には、真摯な議論をいただきましてありがとうございました。公益先生方には、双方の意見、大きな隔たりがある中で調整に奔走をしていただきまして本当に感謝を申しあげる次第でございます。

さて、先ほど本年度の改定がプラス 28 円ということで結審をいたしました。この新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、県内の中小・小規模事業者の皆様方、必死になって従業員の雇用を守り、懸命に経営を維持しようとしているのが現状でございます。そうした経営者の方々の気持ちを考えますと、先だって、中央で示されました今回の目安額というものは、この経営者の方々の切実な思いを切り捨てるもの、これ以外の何物でもないという感覚でございます。

使用者側の委員といたしましては、これまでも一貫して明確な根拠に基づいた納得のできる目安を提示していただきたいと主張をしてまいりましたが、残念ながら平成 28 年から令和元年ごろ、必ずしも明確でないまま大幅な引上げが行われ、そして今回それにも増して、実際の引上げ実態を無視した大幅な引上げ額が示されたこと、正直申し上げて全く納得できるものではございません。

新規感染者が現在も増加し、三重県でも昨日過去最高の発表がございました。こうした中、雇用調整助成金の特例措置が延長されるなど、経営環境・経営実態がいまだまだコロナ前の状態に戻るわけでもなく、また、今年度賃金改定状況調査第 4 表の数字も厳しい中で、その時々事情というのが無視をされ、過去最高のアップ率アップ率というもの、地域の中小企業者・小規模事業者の方々になかなか説明をできるものではございません。こうしたことから今回の案には反対の意思表示をさせていただいた次第でございます。

今回の増額によりまして、影響率というものもこれまでになく高まり、直接的な影響を受ける企業が増加の一途をたどることが明らかでございます。今回の引き上げが雇用の減少、倒産、廃業の増加等、中小企業経営地域経済に与える影響が非常に懸念されております。

今回、附帯決議として盛り込んでいただきました事項、中小企業の支援強化を望む旨の文面を入れていただいておりますが、こういった支援政策はより多くの中小企業・小規模事業者に活用していただけるよう、その成果の検証もしっかりと願いをしたいところでございます。

始終申し上げましたが、本日決定をされました改定額は受け入れ、発効後はそれを遵守していくことはもちろんでございますが、今後も経営側といたしましては、自社の生産性の向上また社業発展に邁進をして、経済界では金メダルを獲得できるよう目指していきたいと思っております。それには、働く皆様のご協力も不可欠でございますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。

また、行政並びに関係機関の皆様方におかれましては、この厳しい環境の中で自助努力を続ける企業経営者に対して絶え間ない支援をお願いいたしたいというふうに考えております。

長々としゃべって言葉が整いませんけれども、本日の結審を受けての発言とさせていただきますたいと思っております。ありがとうございました。

(会 長)

ありがとうございました。

それでは、労側委員の代表の方をお願いします。

(太田委員)

労側委員として私から、この審議を終えまして一言ご挨拶をさせていただきます。使用者側委員の皆様、熱心なご議論ありがとうございました。公益委員の皆様におかれましても、ご調整ありがとうございました。そして、労働局の事務局の方にも色々お世話になりました。

今回の審議はですね、コロナ禍が長引き最賃近傍で働く者の生活の困窮度は増す中で、コロナ禍は始まって一年半くらたっておりまして、ワクチンもありますので先行きは見通せる環境に確実に変わってきていると考えております。

その分、時間単価にかける思いは、いつもに増して高まっております。残念ではありますが、結果、労使歩み寄りはないという判断で、公益見解が出されたということになりました。

先程、採決では、賛成ということで挙手させていただきましたけれども、この見解をですね、理解するも、労働側といたしましては納得した金額ではございません。以前から述べさせていただいておりますように、この金額で生活をしていけるレベルの金額なのかと考えた時に、改正をして902円、年間2,000時間働いたとしても、年収200万円すら届かない状況は変わらずでございます。これが三重県の最低賃金としてあるべき姿なのかと考えた時に、まだまだ水準に至っていないと考えているところです。

また、愛知県との金額差の縮小について強く求めてまいりましたけれども、なかなかこれも叶わずということになりました。労働力人口が減りつつある中で人材の流出による人材不足というのが一因というのが、三重県の経済を考えた時に深刻化する一因となっていると考えております。これについては、労側ということではなく、労使とともに食い止めていかななくてはならない共通のテーマではないかと思っていますところでございます。

今回決定されました改定の報告書の中に今回盛り込まれました附帯文につきましては、先ほど使用者側のほうからもご説明ありましたけれども、労側も節に要望をするものでございます。

次年度に向けての審議ですけれども、引き続きになりますが、私どもは、金額が生活できる水準なのか、また、愛知県との近隣県との格差をどうやって縮めていくのかということ念頭に置いて次年度も審議に入って行きたいと思っております。そういう思いも汲んでいただきまして審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

最後に公益を代表いたしまして私から一言御礼を申し上げたいと思います。

今年は、本当に異例づくめの審議会だったというふうに感じております。

勿論、コロナ禍でもありますし、オリンピックの開催の中という時期でもございました。

中央の最低賃金審議会では、公益裁定に対する採決を求めるということで、使用者反対の声も届かず、これも今までにない異例な事態だったと思っております。

それを受けて三重県の最低賃金の審議会が始まったわけでございます。三重県も中央と同じように厳しい環境の中で、使用者側、先ほど別所委員からもご挨拶いただきましたけれども、非常に厳しい環境の中、この三重県において、観光県である三重県において、中小企業においてはダメージが大きいということを聞かせていただきました。その中で28円、3%を超えるような最低賃金の引上げはあり得ない、強い態度で臨まれておりました。また、労働者側の皆さんからも当面1,000円、三重県でも1,000を目指す。骨太方針2021にもありましたように全国加重平均1,000を目指す。少しでも近づきたいという強い思いの中で、審議が進んでまいったわけでございます。最終的には、歩み寄りを得ることはできず、我々公益側の調整不足ということを痛感いたしておりますが、最終的には、中央で示された目安額を公益

裁定という形で、提案をさせていただきまして決議をさせていただいた次第でございます。

本日、答申を示させていただきまして、決まった以上は28円アップ902円を守っていただかなくてはなりません。

使用者側、本当に厳しい状況が続くかもわかりません。また、お話にもありましたように雇用の維持・事業継続も危ぶまれるような企業も出てくるかもわかりませんが、それは企業努力でかわしていただきたいと思います。

労働者の皆様は、労使一体となって企業・産業を盛り上げていくことがやはり三重県経済、日本経済の活性化に繋がるということでございますので、是非これから労使が一つになっていただいて、さらに盛り上げていただきたいと思いますというふうに感じているところでございます。

また、労働局に対しましては、附帯決議を付けさせていただきましたけれども、今ある助成金を更に周知徹底を諮っていただきまして、まだまだ浸透をしていない企業にも助成金が見えるような案内をしていただくと同時に、附帯決議では助成金の新設等も書かせていただきましたけれども、これは、三重県だけではできません。中央の方へ地方の意見という形で上げていただいて、少しでも地方経済がさらに良くなっていくように、行政からも支援をいただきたいと思いますと思っております。

決まった以上は、皆がひとつになってこれからコロナを克服し日本経済、三重県経済を発展させていただきたいと思いますというのが、我々公益側の願いでございます。

最後に専門部会を取り仕切っていただきました三好部会長、本当にご苦労様でございました。

答申をさせていただいたということで、ご挨拶とさせていただきます。

皆様のご協力ありがとうございました。

これをもちまして議題の第1番を終了させていただきます。

(2) 三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

（会 長）

それでは、議題の2番目であります「三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」でございます。

小委員会で「必要性の有無について」ご審議いただき決議されたことを報告させていただきます。

事務局のほうから、報告書を読み上げていただきたいと思いますので

よろしく申し上げます。

(賃金係)

それでは、私から読み上げさせていただきたいと思います。

— 賃金係、報告書を読み上げ —

(会 長)

はい、ありがとうございました。

この報告について、何かご意見があればお伺いしたいと思います。

如何でございますか。よろしいでしょうか。

特にご意見もないようでございますので、それでは、小委員会報告を元にして、委員の皆様にお諮りをし、賛否をいただき、最終的に決定させていただくことにいたします。

先ず、報告書の内容で賛成の方、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

採決の結果、全員賛成ですので委員会報告のとおり決定したいと思います。

それでは、事務局で答申文（案）の準備をお願いします。

— 事務局答申文（案）準備 —

— 答申文（案）各委員に配布 —

(会 長)

只今、答申文（案）を配布していただきました。

それでは答申文（案）を朗読していただき決定をすることにしたいと思いますので、事務局よろしく申し上げます。

(賃金係)

それでは、私から答申文（案）を読み上げさせていただきます。

— 賃金係、答申文（案）を読み上げ —

(会 長)

はい、ありがとうございました。

只今の答申文（案）につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

特にないようですので、答申文（案）の（案）を取っていただきまして、最終決定させていただきます。

これを局長に答申させていただきます。

— 会長から局長に答申文手交 —

(3) 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

（会 長）

それでは、次の議題であります3番目、「特定（産業別）最低賃金の改正決定について」です。事務局からお願いします。

（室 長）

只今、会長から答申をいただいたところでございますが、「特定（産業別）最低賃金の改正決定について」諮問をさせていただきたいと思っております。

— 局長から会長に「諮問文」を手交 —

— 事務局にて「諮問文（写）」配布 —

（会 長）

只今、諮問文（写）を配布していただきました。

それでは、事務局のほうで諮問文の朗読をお願いします。

— 賃金係、諮問文を読み上げ —

（会 長）

はい、ありがとうございました。

只今、4業種について、改正に係る諮問をお受けしたということでございます。

この件について、何かご質問あるいはご発言がございましたら受け賜ります。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について

(会 長)

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題の4番目、特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る調査審議の進め方について事務局から説明をお願いします。

(室 長)

只今、特定（産業別）最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条第2項の規定により、最低賃金審議会に専門部会を設置し、改正の決定について調査審議を進めていただくこととなります。

委員の推薦につきましては、本日8月5日に、委員の推薦公示を行い、推薦期間は8月25日（水）までとさせていただきますと思います。

また、公益委員の方々には、私どものほうから委嘱のお願いをしますその節はよろしくお願いたします。

また、併せて、最低賃金の決定について諮問した場合は、審議会が関係労働者及び使用者の意見を聴く旨及び意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を提出すべき旨の意見聴取に係る公示も同様に「本日公示し、8月25日締切り」で進めたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

(会 長)

ありがとうございました。

例年のように各産業に関連した業種を代表する方を推薦していただくことになっておりますのでよろしくお願いたします。

このことに関連して事務局から連絡事項等はございますか。

(室 長)

第1回特定（産業別）最低賃金専門部会につきましては、例年のように、推薦後、各委員のご予定を伺いまして、調整させていただく予定でございます。

本年は、12月21日の効力発生を念頭に置きますと、例年どおり開催日は9月の中旬（9月17日を予定）になりますので何卒ご調整をよろしくお願いたします。

(会 長)

先ほど説明がありましたように、まだ委員は決まっていますが、9月17日を今予定をして進めていただくということでございます。こちらの方も念頭に入れていただきたいと思います。

(5)その他

(会 長)

最後に、議題5番目、「その他」ですが、事務局のほうで何かございますか。

(室 長)

三重県最低賃金額の改正につきましては、本日の答申、公示等を三重労働局のホームページへの掲載などによりまして、周知に努めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましても、ご協力いただければと思いますのでよろしくお願い致します。

以上でございます。

(会 長)

他に、委員の皆様、ご意見等がございましたら賜ります。

よろしいでしょうか。

本日予定しておりました議題はすべて終了でございます。

今年の三重県最低賃金も902円ということで答申をさせていただきまして、ひとつの山場を越えたところでございます。

その後、特定（産業別）最低賃金が始まってまいります。委員の皆様の中にも関係していただく方もおられるかもしれませんが、引き続きご理解ご協力をお願いしたいと思います。

まだまだ暑い日が続きますし、昨日も40度近い気温を記録したところもあるようでございます。またさらに台風も週末影響があるかもわからないということもありました。更にコロナの状況も非常に心配です。心配事ばかりでございますが、十分お体にはご自愛いただきまして、今後の審議会にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。本年の三重県最低賃金の答申にご協力いただきましたことを改めまして感謝申し上げます、本日の審議会を終了させていただきたいと思っております。最後まで熱心な審議を賜りましてありがとうございます。

(皆)

ありがとうございました。

以上